

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書記入要領

令和6年4月1日～
6月30日提出用

～ P C B 廃棄物等保管事業者のみなさまへ ～

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物等を保管している事業者はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）第8条第1項（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号）の届出が必要です。

届出にあたっては、以下の様式記入例、記入要領及び様式の第4面・第5面の備考をよくお読みいただき、これらに従って御記入いただきますようお願いいたします。記入が適切でない場合は、修正をしていただくこととなりますので、御留意ください。

本届出書は保管状況に変更がなくても、毎年御提出していただく必要があります。

令和6年度提出分は、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の保管及び処分状況等が対象です。

届出書は、令和6年（2024年）4月1日～6月30日の期間内に御提出ください。

《記入例及び記入要領》（令和6年度提出分）

※提出に関しては同封の様式を御使用いただくか、横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課webサイトよりダウンロードしてください。

届出様式は第1面から第5面で構成されています。該当のものがなくても、全てのページを届け出てください。また、該当しない欄がある場合は、「該当なし」と記入してください。

※事業系廃棄物対策課webサイト：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/02yousiki.html>

【記入要領】

- 1 届出書は2部（控えが必要な場合は3部）御提出ください。
- 2 届出者について記入してください。押印は不要です。
- 3 発送した封筒の宛名の下部に記載してある「事業所コード」を記入してください。
- 4 昨年度の実績を報告する際には、年度の部分は「」と記入してください。
- 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業場の名称と所在地、特別管理産業廃棄物管理責任者の職名と氏名、事業場の電話番号を記入してください。
保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入してください。同じ住所である場合は、その旨を記入してください。保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所を特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参考事項」の欄にそれぞれ記入してください。
- 6 書類の送付先についてチェックを入れてください。「その他」を選択した場合には、該当箇所に送付先を記入してください。
- 7 廃棄物の番号を記入してください。なお、前回までの届出において既に番号が付されているものは、引き続きその番号を使用してください。新規に番号を付す場合は、先頭に「（前年度の元号数）－」を加えた整理番号としてください（令和5年度に新規に発生した場合の例：05－001）。1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台（1個）ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、廃棄物の種類が同一で型式等も同一の場合についても、まとめて1つの行に記入することが可能です。
- 8 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。

<種類>

- ① 変圧器（トランス）
- ② 柱上変圧器（柱上トランス）
- ③ 計器用変成器
- ④ リアクトル

- ⑤ 放電コイル
- ⑥ 整流器
- ⑦ コンデンサー（3kg 以上）
- ⑧ コンデンサー（3kg 未満）
- ⑨ サージアブソーバー
- ⑩ 蛍光灯用安定器
- ⑪ 水銀灯用安定器
- ⑫ ナトリウム灯用安定器
- ⑬ 安定器（用途不明）
- ⑭ ネオン変圧器（ネオントランス）
- ⑮ その他電気機械器具
- ⑯ OF ケーブル
- ⑰ 変圧器油（トランス油）
- ⑱ 柱上変圧器油（柱上トランス油）
- ⑲ コンデンサー油
- ⑳ 熱媒体油
- ㉑ その他PCB を含む油
- ㉒ 感圧複写紙
- ㉓ ウェス
- ㉔ 汚泥
- ㉕ その他

9 「定格容量」には、数値を単位と合わせて記入してください。単位には、「KVA」「KW」「VA」があります。また、電気機器でない場合、記入は不要ですので、空欄としてください。

10 「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入してください。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製（）」「その他（）」として、（）内に具体的な製造者名を記入してください。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入してください。

<変圧器・コンデンサーの製造者名>

- ① 株式会社愛知電機工作所
- ② 富士電機製造株式会社
- ③ 株式会社日立製作所
- ④ 北陸電機製造株式会社
- ⑤ 株式会社明電舎
- ⑥ 三菱電機株式会社
- ⑦ 日新電機株式会社
- ⑧ 大阪変圧器株式会社

- ⑨ 株式会社高岳製作所
- ⑩ 東光電気株式会社
- ⑪ 中国電機製造株式会社
- ⑫ マルコン電子株式会社
- ⑬ 二井蓄電器株式会社
- ⑭ 東京電器株式会社
- ⑮ 松下電器産業株式会社
- ⑯ 日本コンデンサ工業株式会社
- ⑰ 株式会社関西二井製作所
- ⑱ 株式会社指月電機製作所
- ⑲ 株式会社帝国コンデンサ製作所
- ⑳ 古河電気工業株式会社
- ㉑ 東京芝浦電気株式会社
- ㉒ 日立コンデンサ株式会社
- ㉓ 株式会社西島電機製作所
- ㉔ 海外製
- ㉕ その他

<安定器の製造者名>

- ① 岩崎電気株式会社
- ② 株式会社梅電社(スター)
- ③ 新日本電気 (現：株式会社ホタルクス)
- ④ 大山電機工業(現：オーデリック株式会社)
- ⑤ 株式会社共進電機製作所
- ⑥ 昭電社
- ⑦ 星和電機株式会社
- ⑧ 大光電機株式会社
- ⑨ ヘルメス電機
- ⑩ 東京芝浦電気株式会社 (現：東芝ライテック株式会社)
- ⑪ 日本電池 (現：株式会社G Sユアサ)
- ⑫ 株式会社光電器製作所
- ⑬ 日立照明/日立製作所 (現：日立アプライアンス株式会社)
- ⑭ 扶桑電機工業株式会社
- ⑮ 松下電器産業/松下電工/三洋電機 (現：パナソニック株式会社)
- ⑯ 三菱電機(現：三菱電機照明株式会社)
- ⑰ 山田照明株式会社
- ⑱ 株式会社リード
- ⑲ 海外製
- ⑳ その他

11 「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入してください。電気機器でない場合、記入は不要ですので、空欄としてください。

12 「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入してください。

13 「表示記号等」には、PCB を使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。不明の場合、電気機器ではない場合には、空欄としてください。

<表示記号等>

- ① 不燃(性)油
- ② 不燃性(合成)絶縁油
- ③ シバノール
- ④ 富士シンクロール油
- ⑤ カネクロール油
- ⑥ 塩化ビフェニール
- ⑦ AF 式
- ⑧ DF 式
- ⑨ AFP 式
- ⑩ 冷却方式 LNAN
- ⑪ その他

14 「処分予定年月」には、高濃度PCB廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年月を記入してください。低濃度PCB廃棄物については、記入は不要です。処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入してください。ただし、処分業者と調整を終わっていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入してください。

15 「台数又は容器の数」には、一台ずつ数えることができる電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管又は所有している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入してください。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であっても台数（個数）を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数（缶数等）を単位とともに記入してください。

「総重量」の欄には、PCBを使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数（個数）をかけた重量を記入してください。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認のうえ、記入してください。その他のものについては、容器込みでの重量を記入してください。

重量はkg単位で記入してください。重量が不明である場合であっても、推定値を記入してください。

16 「区分」には、「高濃度」、「低濃度」、「不明」のうち該当するものを選択して記入してください。「高濃度」とは、法第2条第2項に規定する高濃度PCB廃棄物又は同条第4項に規定する高濃度PCB使用製品の略称です。「低濃度」とは高濃度PCB廃棄物以外のPCB 廃棄物又は高濃度PCB使用製品以外のPCB使用製品の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号イ、同項第2号イ及び第3号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。

電気機器がPCBを使用しているか否かについては、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照してください。また、添付資料にあります「高濃度のPCBを使用した電気工作物」も活用してください。必ず確認を行い、正しい区分を記入してください。不明の場合は、「不明」と記入し、いつごろ区分が判明するかを22参考事項へ記入してください。（区分の記載が不明瞭である場合は、別途問い合わせを行う場合があります。）

17 「容器の性状」には、PCB廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入してください。該当するものがない場合には、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択してください。

<容器>

- ① なし
- ② 金属製箱
- ③ ドラム缶
- ④ ペール缶
- ⑤ 一斗缶
- ⑥ プラスチック容器
- ⑦ 段ボール箱
- ⑧ コンクリート槽
- ⑨ 屋外タンク
- ⑩ 屋内タンク
- ⑪ その他

18 「囲い等の有無」には囲いと掲示板の有無について記載してください。また、囲い及び掲示板について「無」である場合には、早急に設置を行ってください。

19 「分別・混在の別」にはどちらかを選択して記入してください。また、混在している場合には、他のものが混入しないように仕切りを設ける等の措置を行ってください。

- 20 「漏れ等のおそれ」には「なし」、「機器ににじみ跡有」、「容器ににじみ跡有」、「容器内に液だまり有」などを記入してください。
- 21 「処分業者との調整状況」には、処分業者（高濃度PCB廃棄物又は使用製品にあつては中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)）と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入してください。中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に登録済みの場合には、必ず登録番号(s, k, t, b, c, tb, tc のいずれかから始まる10桁の英数字)も記入してください(iから始まる番号ではありません)。低濃度PCB廃棄物については、記入は不要です。
- 22 「参考事項」の欄には該当の廃棄物について必要な事項などがある場合に記入してください。低濃度 PCB 廃棄物及び使用製品については、PCB の濃度 (mg/kg) を記入してください。
- 23 「保管開始年月日」には該当の廃棄物の保管を開始した年月日を記入してください。
- 24 「保管開始理由」には「他の事業場から移動」、「譲り受け」及び「承継」のいずれかを記入してください。いずれにも該当しない場合には、保管開始の理由を詳細に記入してください。
- 25 「保管終了年月日」には該当の廃棄物の保管を終了した日（他の事業場に移動した日など）を記入してください。
- 26 「保管終了理由」には「他の事業場に移動」、「譲り渡し」及び「承継」のいずれかを記入してください。
- 27 「移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地」には該当の廃棄物を新しく保管する事業者の情報や場所、所在地等を記載してください。
- 28 「処分委託年月日」には処分受託者との委託契約の締結日、「処分受託者の名称」には処分を受託した業者名、「処分年月日」には該当の廃棄物を運搬受託者もしくは処分受託者に引渡した日を記入してください。また、処分を委託した際には、該当の廃棄物に関するマニフェストのD票又はE票のコピーを添付してください。なお、電子マニフェストを使用している方はそれらに相当する書類（受渡確認票など）を添付してください。
- 29 「廃棄予定年月」には、高濃度 PCB 使用製品を廃棄することを予定している年月を記入してください。低濃度 PCB 廃棄物については、記入は不要です。「廃棄」とは、PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては、廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入してください。

【記入例】

様式第一号(一)(第九条、第二十条及び第二十七条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)

横浜市 長 殿

令和 6 年 〇 月 〇 日

届出者

住所 神奈川県横浜市〇区〇〇町1丁目2番3号

氏名 〇〇工業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇

事業所コード

〇〇〇〇〇

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 5 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	〇〇工業株式会社		
保管事業場の所在地	横浜市〇〇区〇〇〇4丁目5番6号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	〇〇部〇〇課 係長 〇〇 〇〇	電話番号	045-〇〇〇-〇〇〇〇
保管の場所	保管事業場の所在地と同じ		

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)	<input type="checkbox"/> 届出者	<input type="checkbox"/> 保管事業場	<input checked="" type="checkbox"/> その他
その他	事業場の名称	事業場の所在地	電話番号
	〇〇工業株式会社 本社 経理部	横浜市〇区〇〇〇町78番地90	045-〇〇〇-〇〇〇〇

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(※1) 処分受託者との委託契約の締結予定日を記入してください。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					(※1) 処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
03-001	コンデンサー(3kg以上)	不明	三菱電機(株)	不明	不明	不明	R6.9	1台	100.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	調整中	1.5mg/kg

03-002	その他 (手袋、ウエス、 サンプル瓶)						R6.9	1 箱	0.5 kg	低濃度	ペール缶	困り有、 揭示有	分別	なし	調整中	03-001 分析サンプル
05-001	変圧器(トランス)	30 kVA	富士電機(株)	FH84-S0	1985年	不明	R6.9	1 台	150.0 kg	低濃度	なし	困り有、 揭示有	分別	なし	調整中	18mg/kg
合計																

(日本工業規格 A列4番)

【記入例】

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
05-001	変圧器(トランス)	30 KVA	富士電機(株)	FH84-S0	1985年	不明	1 台	150.0 kg	低濃度	R5.6.30	事業場内で発見し、分析の結果PCB含有のため	18mg/kg
05-002	コンデンサー(3kg未満)		日本コンデンサ工業(株)	ABC-1234TP	1970年	不明	5 台	10.0 kg	低濃度	R5.8.1	調査の結果、新規発生	みなし
合計												

23

24

22

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
05-002	コンデンサー(3kg未満)		日本コンデンサ(株)	ABC-1234TP	1970年	不明	5 台	10.0 kg	低濃度	R5.9.30	他の事業場に移動	〇〇工業株式会社 ××事業所 神奈川県××市××町××-××-×	
合計													

25

26

27

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(※2) 処分受託者との委託契約締結日を記入してください。
(※3) 該当するPCB廃棄物を運搬受託者もしくは処分受託者に引渡した日を記入し、前年度中に引き渡した場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)のD票又はE票のコピーを添付してください。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	(※2) 処分委託年月日	処分受託者の名称	(※3) 処分年月日	
02-001	変圧器油(トランス油)						10 缶	2,700.0 kg	低濃度			R5.11.12	JFE環境(株)	R5.2.10	
合計															

28

【記入例】

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	〇〇工業株式会社		
所在事業場の所在地	横浜市〇〇区〇〇〇4丁目5番6号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部〇〇課 係長 〇〇 〇〇	電話番号	045-〇〇〇-〇〇〇〇
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

29

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
28-002	変圧器(トランス)	50 kVA	(株)東芝	BRTR-A6J2R	S47.2	不明	R6.8	調整中	2 台	600.0 kg	低濃度	
合計												

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											
合計												

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											
合計												

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

高濃度PCBの処分期間は令和5年3月末をもって終了しています。
 万が一、高濃度PCB廃棄物・使用製品をお持ちの場合、至急
 横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課(045-671-2513)まで御連絡ください。

添付資料

高濃度のPCBを使用した電気工作物

電気機器にPCBが使用されているかどうかは、各電気機器の銘板記載内容で判別できます。対象機器判別用として、「高濃度PCBを使用した電気工作物」の一覧を参考として下記に示します。製造者名(当時)と対象機器の表示記号等です。

現在の製造者名は、対照表をご覧ください。お問い合わせ先は、日本電機工業会ホームページの「7.お客様からの問い合わせ窓口」をご覧ください。→https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-1.html

なお、高濃度のPCBを使用した電気機器は、下記一覧表に示されていない製造者、例えば一般社団法人日本電機工業会会員企業以外の製造者でも製造された可能性がありますので、使用絶縁油の種類が明らかでないものの取扱いに当たっては、そのものの製造者にお問合わせ願います。

(1/2)

電気工作物の種類	製造業者名	表示記号（下記の表示があればPCB使用機器）
変圧器	株式会社愛知電機工作所	・不燃性油変圧器、変圧器不燃性油、不燃油変圧器、冷却方式LNAN（1966年～1972年製に表記）
	富士電機製造株式会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	株式会社日立製作所	・J(型式番号中の「J」で表示)
	北陸電機製造株式会社	・不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	株式会社明電舎	・型式中の1群に「A」の文字が含まれるもの [型式例] NITAX-MA (1群)-(2群) (第2群のあるものとないものが存在する) NITAX、NIKAX、NIRSAX、NITSAX、NITA、NIRAX、NIRGAX、NIRSGAX、NORAX、NORSAXY、NOTAX、NORAXY、NIFA、NIFAX、NILAX
	三菱電機株式会社	・不燃性油入
	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式
	大阪変圧器株式会社	・不燃油入、不燃油使用
	株式会社高岳製作所	・不燃性油入 ・U(型式記号中に「U」が含まれるもの。ただし、「UM」の記載品は除く。)
	東光電気株式会社	・不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・L(冷却方式が「L」で始まるもの) ・S〇〇-□□□(Sで始まるもの。ただしSIO〇は除く。) ・〇〇〇-S□□(型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの。ただし、SIで始まるもの及び型式番号SH-5～20を除く。) ・〇〇〇-S□□(型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの。ただし、HCTR-S1～S21、HCR-S1～S21を除く)
	中国電機製造株式会社	・不燃性油入
	株式会社西島電機製作所	・不燃性油入
コンデンサ	株式会社日立製作所	・J(型式番号中の「J」で表示) ・TPB
	日立コンデンサ株式会社	・DF CAPACITOR、DF式コンデンサ
	マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社 東京電器株式会社	・DFコンデンサ、シバノール入、不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID ・型式がPFCD～、D～、～AK～、CD～、SDAB～、～AD～、NLD～、SDB～、～AST～、MCD～、SDR～、SRT-AINR、NCD～、FCDE～、SRTR～、FCD～、～FCD～、SR～、SSD～、～SDS～、～ED～、NHD～、～SDF～、～EDS～、SD～、～A～(一部の製品に該当)、～EDF～、SP～で示されるもの ～には英文字や数字が組み合わされます。
	松下電器産業株式会社	・AF式
	三菱電機株式会社	・不燃性油入 ・KL-1、KL-2、KL-3、KUF、KAF、KBF、KEF、KUP、KAP、KBP、KEP、KTP、KAL、KGL
	日本コンデンサ工業株式会社 株式会社関西二井製作所	・DF式 ・SPF、TPF、TPA、TPB、TPE、SAD、SAT、HPP、SF、TCS、TCB、AIB、TES、TEB、SFAI、TPFI、TPEI

電気工作物の種類	製造業者名	表示記号（下記の表示があればPCB使用機器）
コンデンサ	日新電機株式会社	・AF式、AFP式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含
	株式会社指月電機製作所	・不燃性油入、THK、LV-1、SAK、PPA、PL、DF、DF式、 LOWVAC CAPACITOR ・型式がAK、AL、BK、BL、CK、CL、DK、DL、FK、FL、HFT、HTG、KK、KL、 KTD、KTM、KTQ、KTT、KTU、P（ただしPF、PHF、PPM、PPK、POMPで始 まるものは除く。）、RAK、RAS、RDF、RMO、RWO、RZO、SAK、 SAS、STD、STM、STQ、STT、STU、THK、THS、ZA、ZH、ZJで始まるもの。
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入、シバノール ・S〇〇-□□□（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの） ・PFCD、CD
	中国電機製造株式会社	・不燃性油入
	株式会社帝国コンデンサ製作所	・不燃油、不燃性油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式、または型式記号が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの
	古河電気工業株式会社	・不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入
	東永電機工業株式会社	・型式が「DF」、「PC」で始まるもの
日本通信工業株式会社 NTK	・お問い合わせ願います。日通工エレクトロニクス(株)	
計器用 変成器	富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士シンクロール油入、 富士不燃性合成絶縁油入、PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用
	株式会社日立製作所	・J（型式番号中の「J」で表示）
	株式会社明電舎	・型式中、1群に「A」の文字が含まれるもの [型式例] PAXE-□□ （1群）-（2群） （第2群□□は数値） PAX、PAXE、CNPAX、CAPX
	三菱電機株式会社	・FH、CSF、CF、THF、CNF、CLF、TA、HSF
	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式 ・A（型式記号が「A」で始まるもの）
	株式会社高岳製作所	・1957年から1958年製造の計器用変圧器（PT）・接地型計器用変圧器（GPT）、 1958年から1959年製造の計器用変流器（CT）
	東光電気株式会社	・不燃性油入
東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・〇〇〇-S□□（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）	
リアクトル	富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、 富士不燃性合成絶縁油入、PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用
	株式会社日立製作所	・J（型式番号中の「J」で表示）
	株式会社明電舎	・型式中、1群に「A」の文字が含まれるもの [型式例] NITAX-MA （1群）-（2群） （第2群のあるものとないものが存在する） NITAX、NIKAX、NIRSAX、NISAX、NITA、NIRAX、NIRGAX、NIRSGAX、 NORAX、NORSAXY、NOTAX、NORAXY、NIFA、NIFAX、NILAX
	三菱電機株式会社	・不燃性油入 ・1968年から1970年製造のものであって、型式が、Z313655、Z313656、Z313657、 Z313658、Z377819のもの
	日本コンデンサ工業株式会社	・SRD、SD
	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・〇〇〇-S□□（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）
	株式会社西島電機製作所	・不燃性油入
古河電気工業株式会社	・不燃性油入、不燃性油、不燃性	
放電コイル	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・〇〇〇-S□□（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）
ブッシング	東京芝浦電気株式会社	以下の条件を全て満たすもの （ポリ塩化ビフェニール含有の固体絶縁物を使用） ・1966年から1972年製造のもの（一部1973年製造のものも含む）。 ・壁貫通用もしくは変圧器用のもの。 ・コンサバータおよび油面計を付属していないもの。 ・型式が次の文字で始まるもの。 MKH、MKEH1、MKEH2、MW、MEW、MEWY、MHW、MHWY、MEHW、 MEHW2、MEHWR 製造年、型式番号はブッシング本体の銘板で確認すること。